

奈良県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による設立の届出について、奈良県中和経済界堀井いわお後援会から訂正の届出があつたので、令和元年六月奈良県選挙管理委員会告示第二十六号（政治資金規正法に基づき設立の届出があつた政治団体の名称等）の一部を次のとおり訂正する。

令和元年十二月二十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

表中「奈良県中和経済会堀井いわお後援会」を「奈良県中和経済界堀井いわお後援会」に改める。